「共生型地域生活支援フォ・ラム」を聴講して

「共生型地域生活支援フォ・ラム 年齢や障害を越えて、誰もが地域で暮らし続けるために~プロジェクトM(みやぎ)から見えてきた可能性~」を聴講した。

プロジェクトMについては、以前に当HP「『法の谷間』の愚業の歴史を繰り返さないで欲しい(「雑学」バックナンバ・福祉・教育・医療関係()P、2004.11.28.:参照)」に触れた。

また、その中で、「法の谷間の愚業の歴史を、また繰り返しかねないとの危惧を抱いた。」 と記したが、このプロジェクトMの最終年度であり、その報告会を兼ねた今回のフォ・ラ ムを聞いても、その危惧は拭いされなかったし、むしろ増した。

確かに、県内で共生型グル・プホ・ムは6ケ所に増え、来年度も4ケ所増えそうで、今後、県の事業として定着するようである。しかし、今回の課長の基調報告、また、知事の講演、更にこのプロジェクトの発案者のDrのプロロ・グ、そのいずれにおいても、「このプロジェクトは、重症心身障害児・者が施設・病院か、在宅かの選択肢だけでなく、地域で生きていく選択肢を増やす施策案から出発したものである」との発言にも拘わらず、実際は、利用している方はほんの僅か(やはり、人手と経済的な裏付けの問題がネックのよう)。

それより、後進の施設からの実践報告には、制度誕生の意図さえ意識されていない印象を受けたのは、実に残念だった。

どうも単に、高齢の認知症の方と知的障害の方が、グル・プホ・ムを共に利用する形で 今後この事業が横取りされるのでないかとさえ感じた。

もし、障害者自立支援法が成立すれば、障害種別はなくなり、福祉支援施策上は重症心身障害児・者のカテゴリ・、呼称さえなくなりそうなだけに、法の谷間の愚業の歴史は繰り返えされそうである。

現場の新制度活用においては、その制度を考え出した人の想いを大事にし、新制度の意図に添う実践をして欲しいものである。

行政には、新たな制度の「法の谷間」の障害児・者問題を生み出さないように、形式的な運営面だけでなく、制度の意図の真の実施状況のチェック・検証・指導機能を継続的に行うことを期待したい。

それでこそ、「誰もが地域で暮らし続けるため」の施策・制度に育つと思う。

私は、「重症心身障害児(者)」の語彙の意味する問題には、やはり今まで以上に拘り続けて行きたいと思う。